

## 「田原市特別用途地区建築条例」の制定に関する要旨

### ■概要

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 49 条第 1 項の規定により定められる「田原市特別用途地区建築条例」は、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めたものです。

### ■適用される区域

この条例が適用される区域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、特別用途地区に係る都市計画の決定の告示があった区域とします。

### ■特別用途地区の指定を予定している地区

2 頁に示した準工業地域

### ■特別用途地区内の建築制限

「田原市特別用途地区建築条例」に定められている、別表 1 右欄に掲げる特別用途地区内において、別表第 2 右欄に掲げる新たな建築物は、建築できなくなります。

### 【別表第 2】

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区 (約 58.5ha)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの。

### ■条例の施行予定日

平成 27 年 10 月 1 日（木）〔平成 27 年 9 月議会上程予定〕

■特別用途地区の指定を予定している地区

